

令和7年 第7回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和7年7月16日(水)			
招集の場所	時津町役場 第二庁舎3階会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和7年7月16日(水) 午後1時30分		
	閉 議	令和7年7月16日(水) 午後1時56分		
出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	峯 隆三	○	
	委 員	渡海 富美	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	岡 由紀子	社会教育課長	大工園徳隆
	教育総務課長	廣瀬 淳哉	教育総務課主事	北原 泰道
	学校教育相談員	川久保真由美		
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（令和7年第6回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第7号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第32号 時津町教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和7年第7回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（令和7年第6回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（令和7年第6回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和7年第6回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、会議録の承認について（令和7年第6回）を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和7年6月10日から令和7年7月16日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第7号 教育上特別の配慮を要する児童生徒 の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第7号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての件の報告を受けたいと思います。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第32号 時津町教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議等を行います。

議案第32号、教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱についての件を議題とします。

議案第32号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

議案第32号、時津町教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

今年度は、令和8年度から5年間の教育振興の基本的な計画を策定するため、時津町教育振興基本計画策定委員会設置条例に基づき、時津町教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱を行うものです。

資料の設置条例第3条に基づき、委員会は、委員10名以内で組織することとしております。

まず、教育に関する学識経験を有する者として、長崎純心大学講師の 竹村 浩明（たけむら ひろあき）さん。小学校及び中学校の校長として、鳴鼓小学校 下川 太郎（しもかわ たろう）校長、鳴北中学校 山本 将司（やまもと まさし）校長。保護者代表として、小学生保護者（時津町子ども育成会連絡協議会長）の西嶋 太郎（にしじま たろう）さん、

中学校保護者（時津中学校PTA代表）の 林田 和樹（はやしだ かずき）さん。時津町社会教育委員として、委員長の 太田 千賀子（おおた ちがこ）さん。教育委員会が必要と認める者として、学校運営協議会委員の 山脇 清治（やまわき せいじ）さん、時津町スポーツ協会会長 長田 和幸（ながた かずゆき）さん、時津町自治公民館連絡協議会長 清水 良治（しみず りょうじ）さん、学校評議員 木山 千春（きやま ちはる）さん。以上10名の方に委嘱するものです。委嘱期間は、令和7年8月1日から令和8年7月31日までの期間となります。

以上で、説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第32号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第32号、時津町教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和7年第7回時津町教育委員会会議を閉会します。